## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

## 一部を改正する条例の概要

## 1 主な改正内容

Eな改止内容				
改正箇所	改正内容			
期末手当 (第 16 条及 び第 30 条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	現行	6月	12 月	3月
	フルタイム会計年度 任用職員	1.05月	1.10月	0. 25 月
	パートタイム会計年 度任用職員	1.05月	1. 10 月	0. 25 月
	改正後	6 月	12 月	3月
	フルタイム会計年度 任用職員	<u>1.20月</u> (+0.15月)	<u>1.20月</u> (+0.1月)	<u>廃止</u> (-0. 25 月)
	パートタイム会計年 度任用職員	<u>1.20 月</u> (+0.15 月)	<u>1.20月</u> (+0.1月)	<u>廃止</u> (-0. 25 月)
	,			

2 施行期日令和5年4月1日